

2025 年 7 月 15 日 全 10 頁

令和 6 年金商法等改正法 公開買付制度の改正内容の詳細

30%ルール適用除外となる僅少買付け等は 0.5%未満の買付け等に

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵

[要約]

- 2024 年 5 月 22 日に公布された金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律によって、公開買付制度が見直されることとなった。主な見直しの内容は、市場内取引（立会内）が公開買付規制の適用対象に含まれるほか、公開買付けが義務付けられる閾値が議決権の「3 分の 1」から「30%」に引き下げられる等である。
- 2025 年 7 月 4 日に公開買付制度に関連する改正政府令が公表され、見直しの細目が明らかになった。形式的特別関係者の範囲が見直されるほか、公開買付けの適用除外となる買付け等が拡大される。特に、いわゆる「30%ルール」の対象外となる取引（僅少買付け等）が明らかになり、既に 30%超を保有している買付者が買付け等を行う前 6 カ月間に買付け等を行っておらず、かつ買付け等による増加分が 0.5%未満である場合とされた。
- 改正後の公開買付制度は 2026 年 5 月 1 日に適用が開始される。

1. はじめに

2025 年 7 月 4 日、金融庁は「[令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について](#)」を公表した。2025 年 3 月 14 日から公開買付制度および大量保有報告制度に係る以下の政府令の改正案について意見募集¹が行われ、2025 年 7 月 4 日に政府令を改正²、同日に意見募集の結果が公表された。

金融商品取引法施行令（金商法施行令）

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（他社株公開買付府令）

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（大量保有府令）

¹ 金融庁「[令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について](#)」（2025 年 3 月 14 日）

² 2025 年 7 月 4 日付官報（号外第 153 号）に掲載されている。

併せて以下のガイドラインおよび Q&A も改正された。

公開買付けの開示に関する留意事項について（公開買付開示ガイドライン）

株券等の公開買付けに関する Q&A

株券等の大量保有報告に関する Q&A

これは 2024 年 5 月 15 日成立、同年 5 月 22 日に公布された「[金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律](#)」³（以下、金商法等改正法）を踏まえ、公開買付制度および大量保有報告制度に関する細目を定めたものである。金商法等改正法における公開買付制度および大量保有報告制度の見直し事項は、2023 年 12 月に取りまとめられた[金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告](#)⁴（以下、TOB 等 WG 報告）等を受けたものである。

金商法等改正法における公開買付制度の主な改正事項⁵をまとめると図表 1 の通りである。本稿では、図表 1 のうち「市場内取引（立会内）の取扱い」および「『3 分の 1 ルール』の閾値」に関連する政府令等の主な改正事項について解説する。

図表 1 金商法等改正法（公開買付制度関連）の主な改正事項

事項	概要	関連する主な条文
市場内取引（立会内）の取扱い	○取引の透明性・公正性の確保の観点から、市場内取引（立会内）を原則「3 分の 1 ルール」（下記により閾値は 30%に引下げ）の適用対象とする（注）。	金融商品取引法 27 条の 2
「3 分の 1 ルール」の閾値	○企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、議決権の「3 分の 1」から「30%」に引き下げる。	金融商品取引法 27 条の 2
公開買付説明書の内容を簡素化	○公開買付説明書に記載すべき事項の簡素化を図るため、公開買付届出書を参照すべき旨等を記載した場合には、公開買付説明書に記載したものとみなす。	金融商品取引法 27 条の 9

（注）市場内取引（立会内）の取扱いが変更されることに伴い、公開買付規制の適用対象取引や適用除外取引についても条文の整理や政令委任が行われている。「2. 市場内取引（立会内）の取扱い」参照。

（出所）金商法等改正法を基に大和総研作成

³ 詳細は、横山淳・森駿介・矢田歌葉絵「[令和 6 年金商法等改正法、成立](#)」（2024 年 5 月 23 日付大和総研レポート）を参照されたい。

⁴ 詳細は、矢田歌葉絵・横山淳「[公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループの報告](#)」（2024 年 1 月 5 日付大和総研レポート）を参照されたい。

⁵ 詳細は、横山淳・矢田歌葉絵「[市場内取引も公開買付規制の適用対象に](#)」（2024 年 4 月 5 日付大和総研レポート）を参照されたい。

2. 市場内取引（立会内）の取扱い

(1) 公開買付規制の対象範囲

改正前の公開買付規制では、原則として市場内取引は規制の適用対象外とされていた。その理由としては、一般に市場内取引（立会内）は、「①誰でも参加できる公開の取引であり、②競争売買により取引価格が形成され、③取引数量および価格が公表され取引の透明性が一定程度確保されている」⁶ことが挙げられていた。

しかし、近時において市場内を通じて短期間のうちに 3 分の 1 超の株券等を買集める事例が見受けられ、このような買収行為に対して以下のように強圧性を認定する裁判例も出された。

一般株主からすると、投資判断に必要な情報と時間が十分に与えられず、買収者による経営支配権の取得によって会社の企業価値がき損される可能性があると考えれば、そのリスクを回避する行動をとりがちであり、それだけ一般株主に対する売却への動機付けないし売却へ向けた圧力（強圧性）を持つものと認められる

（令和 3 年 11 月 9 日東京高等裁判所決定（令和 3 年（ウ）第 2391 号）、東京機械製作所新株予約権無償割当差止仮処分命令申立事件）

こうした背景から TOB 等 WG 報告では「会社支配権に重大な影響を及ぼすような証券取引の透明性・公正性を確保する観点から、市場内取引（立会内）についても 3 分の 1 ルールの適用対象とすべき」⁷と提言され、金商法等改正法において、市場内取引（立会内）も公開買付規制の対象に追加されることとなった（改正後の金融商品取引法（以後、金商法）第 27 条の 2 第 1 項）。

市場内取引（立会内）が公開買付規制の対象に含まれるにあたり、公開買付規制の適用対象が体系的に整理された。改正前は適用対象となる取引を種類別に列挙していたのに対して、金商法等改正法では、大きく「**30%ルール**」と「**5%ルール**」に分類した上で、「**30%ルール**」の適用対象を取引所金融商品市場外の取引に限定しないこととしている（改正後の金商法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号、同項第 2 号）。

市場内取引（立会内）が公開買付規制の適用対象に含まれたことで、「急速な買付け等」⁸が「30%ルール」の適用対象から除外されることとなった。TOB 等 WG 報告では最終的に「『急速な買付け等』の規制を廃止すべきとの結論には至らなかった」⁹とまとめられていたものの、金商法等改正法で「30%ルール」の適用対象から除外された背景は以下のように説明されている。

（前略）その後の政府部内の検討過程において、市場内取引（立会内）を 30%ルールの適用対象とすることに伴い、「急速な買付け等」の規制が主眼としている市場内取引（立会内）を組み合わせた脱法的な態様の取引は 30%ルールの適用を受けることとなるため、規制を維持するため

⁶ 池田唯一・大来志郎・町田行人編著『新しい公開買付制度と大量保有報告制度』（商事法務、2007 年）p. 30

⁷ TOB 等 WG 報告 p. 4

⁸ 3 カ月以内に 10%を超える取得（うち特定売買等または取引所金融商品市場外で 5%超を買付け等）することで株券等所有割合が 3 分の 1 を超えるような買付け等（改正前の金商法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号）。

⁹ TOB 等 WG 報告 p. 5

の前提が変容しているのではないかと指摘がなされた。

(野崎彰・谷口達哉・松井章・上久保知優・小出成泰「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」『旬刊商事法務』No. 2363 (2024 年 7 月 5 日) p. 15、商事法務研究会)

(2) 30%ルールの適用対象外～僅少買付け等～

市場内取引(立会内)も公開買付規制の適用対象となることで、買付け後の株券等所有割合が**30%超となるあらゆる買付け等**について、原則として公開買付けが義務付けられることとなる。それにより、株券等所有割合が既に 30%超の者が制度の趣旨に反しない、即ち会社支配権に影響を及ぼさないような買付け等を行う場合も公開買付規制の対象となり、過剰な規制となってしまうという懸念¹⁰もあることから、例外措置が設けられることとなった。

例外措置として、30%ルールの適用除外となるのは、既に株券等所有割合が 30%を超えている者による、買付数や買付価格の総額が著しく少ない買付け等(**僅少買付け等**)で、以下の条件を両方満たす場合と定められた(改正後の金商法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号、改正後の金商法施行令第 7 条第 3 項、同条第 4 項、改正後の株券等の公開買付けに関する Q&A 問 18)。

- ① 株券等の買付け等により**増加する**株券等所有割合が **0.5%未満**(その前の **6 カ月間**に他に買付け等(注 1)(注 2)を行っている場合を除く)
- ② 買付け後の株券等所有割合が 3 分の 2 以上とならない買付け等(注 3)

(注 1) 公開買付けによる買付け等および適用除外買付け等を除く。

(注 2) 特別関係者(p. 9 の 4. 特別関係者の範囲の見直し 参照)による買付け等が行われた場合であっても、通常、前 6 カ月間に行う買付け等には該当しないと考えられるが、当該特別関係者がペーパーカンパニーである場合のように、実質的には買付者自身による買付け等の一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられている。

(注 3) 特定市場外買付け等(取引所金融商品市場外で買付け等を行う日を含め 61 日間で 11 名以上からの買付け等)に該当しないものに限る。

(注 4) **下線太字**は筆者。

すなわち、僅少買付け等に該当するためには、株券等所有割合が既に 30%を超えており、買付け等を行う日前 6 カ月間に他に当該株券等の買付け等を行っていないという前提条件が必要になる。

なお、僅少買付け等は、株券等所有割合が既に 30%を超えている者による買付け等が対象であり、株券等所有割合が 30%を超えるような、すなわち閾値をまたぐ買付け等については僅少買付け等に該当せずに公開買付けが義務付けられることとなる。

金商法等改正法による公開買付規制の適用対象範囲の主な変更は図表 2 の通りで、5%ルールの適用対象となる多数の者(買付け等を行う日を含め 61 日間で 11 名以上)からの市場外買付け等(特定市場外買付け等)は、僅少買付け等の適用対象とはならない。

¹⁰ TOB 等 WG 報告 p. 4

図表 2 公開買付規制の主な対象範囲

<改正前>

	5%超	30%超 3分の1超	過半数	3分の2以上
市場外取引 (61日間で11名以上)	5%ルール (義務的公開買付け)	3分の1ルール (義務的公開買付け)		
市場外取引 (61日間で10名以下)		適用除外		全部買付義務
市場内取引 (立会外)				
市場内取引 (立会内)		原則として規制対象外		

<改正後>

	5%超	30%超 3分の1超	過半数	3分の2以上
市場外取引 (61日間で11名以上)	5%ルール (義務的公開買付け)	30%ルール (義務的公開買付け)		
市場外取引 (61日間で10名以下)		※僅少買付け等を除く		全部買付義務
市場内取引 (立会外)				
市場内取引 (立会内)				

(出所) 金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

3. 適用除外買付け等

金商法等改正法により市場内取引（立会内）も公開買付規制の対象となったことで、関連政府令が改正され、公開買付規制の適用除外となる対象範囲が拡大された。

(1) 金融商品取引業者による買付け等

公開買付制度では、取引所金融商品市場外で多数の者（買付け等を行う日を含め 61 日間で 11 名以上）から買付け等を行い、買付け後の株券等所有割合が 5%を超える場合には、公開買付けによらなければならないとされている（「5%ルール」）。当該取引に対して公開買付けが義務付けられる理由は、「主として『1 対多数』の取引構造により生じる提供圧力から（勧誘を受ける）株主を保護する点に着目したもの」¹¹と考えられている。他方、証券会社等が実質的に顧客の売買を仲介するために実施するような買付け等については、「（勧誘を受ける）株主の利益を害するおそれ」¹¹は生じにくいとされている。

TOB 等 WG 報告において改正前の「5%ルール」が「日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っている金融商品取引業者等の売買取引を過度に制限している」¹¹との指摘があり、「5%ルールの趣旨に照らして適切な範囲かつ当該趣旨を潜脱するおそれがない範囲」¹¹において、金融商品取引業者の一定の取引が「5%ルール」の適用対象とならないよう明確化することが提言された。これを受けた金商法等改正法によって金融商品取引業者が行う一定の買付け

¹¹ TOB 等 WG 報告 p. 8

等については「5%ルール」の適用除外とされることとなった。

具体的には、以下の要件を満たす場合は、「5%ルール」の適用除外の対象となる（改正後の金商法第27条の2第1項、改正後の金商法施行令第7条第1項第1号、改正後の他社株公開買付府令第2条の2の3、改正後の株券等の公開買付けに関するQ&A問16）。

第一種金融商品取引業者（または外国法に準拠して設立された法人で外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者）が行う買付け等であって、株券等の売付け等の取次ぎに準ずる行為として以下で定める行為のために行うもの

- **顧客から単元未満株式の買付け等**（注1）を取引所金融商品市場における当該銘柄と同一の銘柄の株券等の売買価格（注2）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、**その後遅滞なく当該単元未満株式の売付け等**（注3）を行うこと

または

- **顧客から株券等（単元未満株式を除く）の買付け等**（注1）を取引所金融商品市場における当該銘柄と同一の銘柄の株券等の売買価格（注2）を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行い、**その後直ちに当該株券等の売付け等**（注4）を行うこと

（注1）買い付け後の株券等所有割合（特別関係者による所有分も合計した割合）が30%超となる場合および買い付け前の株券等所有割合（特別関係者による所有分も合計した割合）が30%を超えている場合は除く。

（注2）当該買付け等を買付け等以外により行う場合にあっては、当該買付け以外の買付け等と同種の取引における対価。

（注3）単元未満株式の買付け等について、他の単元未満株式の買付け等を通じて単元株式となった後に速やかに売却することを目的としている場合には、「遅滞なくその売付け等を行うために行うもの」に該当すると考えられている。

（注4）買付け等の約定の後概ね5営業日以内に売却することを目的としている場合には、「直ちにその売付け等を行うために行うもの」に該当すると考えられている。

（注5）「遅滞なく」は「時間的即時性の度合いが弱いものとされており、時間的即時性は求められるものの、正当な、あるいは合理的な理由に基づく遅れは許されるものと解されており、「直ちに」は「一切の遅滞が許されないという強い趣旨で用いられ」ているなど、ニュアンスの違いがある（出所：法制執務・法令用語研究会『条文の読み方（第2版）』（有斐閣、2021年）pp.115,117）。

（注6）**下線太字**は筆者。

なお、第一種金融商品取引業者による上述の「5%ルール」適用除外については、「買付け等の時点において『遅滞なく』又は『直ちに』売付け等を行う目的を有していることが必要」と考えられ、「市場の状況等により結果的に『遅滞なく』又は『直ちに』売付け等ができなかったとしても、そのことのみをもって直ちに公開買付規制に抵触するものではない」と示されている（改正後の株券等の公開買付けに関するQ&A問16、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」No.4）。

（2）一部の株主から公開買付価格より低い価格での買付け等の同意を得た場合

今般の関連政府令の改正によって、公開買付けが行われる場合において、公開買付けの対象となっている株券等の発行者が発行する株券等について行う買付け等であって、以下の要件の全

てを満たす買付け等については、公開買付けの適用除外の対象となる（改正後の金商法第 27 条の 2 第 1 項、改正後の金商法施行令第 7 条第 1 項第 13 号、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」No. 14-19）。

- （イ） 公開買付者と同一の者が行う買付け等であること
- （ロ） 買付け等の価格が公開買付価格を下回ること（注 1）
- （ハ） 買付け等の株券等の受渡しその他決済が、公開買付けに係る株券等の受渡しその他決済と同時にされること（注 2）
- （ニ） 買付け等の契約の締結（注 3）までに、買付者がその相手方に対して、公開買付けの内容を記載した書面を交付（または電子交付）すること
- （ホ） 公開買付開始公告および公開買付届出書において、公開買付けに係る買付予定数を超える応募株券等があった場合はその超過分の全部または一部について買付け等をしない旨の条件を付していないこと（すなわち、買付予定数に上限を付していないこと）
- （ヘ） 公開買付届出書において、（ニ）に規定する契約があることおよびその内容を明らかにしていること

（注 1） 買付け等の相手方の人数に制限はなく、買付け等の価格は全ての相手方に対して均一である必要はないとされている。

（注 2） 公開買付けの決済と公開買付けによらない買付け等の決済が同日に行われた場合は、通常、同時に行われたものと評価されることが考えられている。

（注 3） 公開買付け開始後に、一部の株主から公開買付価格を下回る価格での買付け等についての合意が得られた場合、訂正届出書において当該株主との間で締結した契約があることおよびその内容を記載する必要があると考えられている。なお、当該公開買付けにおいて買付予定数に上限が付されている場合は当該上限の撤廃等の対応が必要になると考えられている。

すなわち、公開買付けの対象者が発行する株券等について、その買付者が、契約を締結した一部の株主から公開買付けとは別に買付け等を行う場合で、その買付価格が公開買付価格を下回っている場合は、公開買付けによらずに行うことができることとされた。この適用除外買付け等の趣旨については、「公開買付けに応募することができる一般株主にとって不利にならないことから、当該一部の株主から行う買付け等について公開買付けを不要とするもの」¹²と説明されている。

（3） 一定の親族間取引

原則として、継続して 1 年間、形式的特別関係者（特別関係者については p. 9 の 4. 特別関係者の範囲の見直し、形式的特別関係者については p. 9 図表 3「形式基準」項目参照）に該当する者からの買付け等は、公開買付けが義務付けられない。改正前の金商法においては、p. 9 図表 3 にあるように親族（配偶者、一親等内の血族・姻族）は形式的に特別関係者に該当していたため、

¹² 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」No. 17

親族からの株券等の買付け等は公開買付規制の適用を受けなかった（改正前の金商法第 27 条の 2 第 1 項、同条第 7 項第 1 号、改正前の他社株公開買付府令第 3 条第 1 項）。

金商法等改正法により、親族が形式的特別関係者から除外されることに伴って、親族からの買付け等が前述の適用除外買付け等に該当しなくなる。そのため、金商法関連政府令の改正により、一定の要件を満たす親族間取引については公開買付けの適用除外とするような手当てがなされた。

具体的には、適用除外買付け等に該当するグループ内取引の対象者に以下の一定の要件を満たす親族を含め、一定の親族間取引についても公開買付けの適用除外規定が設けられることとなった（改正後の金商法 27 条の 2 第 1 項、改正後の金商法施行令第 7 条第 1 項第 8 号、改正後の他社株公開買付府令第 2 条の 4 第 1 項第 10 号、同条第 2 項、「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」No. 13）。

【対象者】

以下の者（注 1）で、買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意（注 2）している者

- （イ） 買付者の親族（配偶者、一親等内の血族・姻族）
- （ロ） 買付者が個人である場合、買付者（親族含む）が特別支配関係（注 3）にある法人等
- （ハ） 買付者に対して特別支配（注 3）関係にある個人（親族含む）

【対象取引】

買付者と買付者の関係法人等（注 4）（上記の対象者を含む）が合わせて議決権の 30% 超を保有している場合で、買付者がその関係法人等から行う買付け等（注 5）

（注 1）1 年間継続して該当していることが必要。

（注 2）書面による合意に限られず、口頭による合意や黙示的な合意も含まれると考えられている。

（注 3）議決権の 50% 超を所有。

（注 4）親会社や兄弟会社等の一定のグループ会社が関係法人等に該当する。

（注 5）特定市場外買付け等（買付け等を行う日を含め 61 日間で 11 名以上からの市場外買付け等）は除く。

改正前は、形式的に特別関係者に該当しているか判断して親族からの買付け等については公開買付けの適用除外とされていた。今般の改正により、従前の形式的特別関係者であること、かつ特別関係者の実質基準である「買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意」しているかで判断することになる。

形式的な基準のみによる親族からの買付け等を、適用除外買付け等に含まないこととした理由には、「今般、必ずしも一定の親族関係があることのみをもって共同して議決権行使等を行う蓋然性が高いと評価し得ない場合もあること」¹³が挙げられている。

¹³ 金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（公開買付制度関連）」No. 13

4. 特別関係者の範囲の見直し

株券等所有割合の計算にあたっては、買付者本人にだけでなく、買付者と密接な関係を有する一定の者（**特別関係者**）の所有分も合算する必要がある。金商法等改正法およびその関係政府令の改正において、特別関係者の範囲が図表3の通りに見直されることとなった（改正後の金商法第27条の2第7項、改正後の金商法施行令第9条、改正後の他社株公開買付府令第3条）。

図表3 特別関係者の範囲の見直し

改正後	改正前
形式基準：買付者が個人の場合	
（削除） - 特別資本関係（議決権の20%以上（注1）を所有）にある法人等	- 親族（配偶者、一親等内の血族・姻族） - 特別資本関係（議決権の20%以上（注1）を所有）にある法人等およびその役員（取締役、執行役、会計参与、監査役（注2））
形式基準：買付者が法人の場合	
- 買付者の役員 - 買付者が特別資本関係にある法人等 - 買付者に対して特別資本関係にある個人、法人等	- 買付者の役員 - 買付者が特別資本関係にある法人等およびその役員 - 買付者に対して特別資本関係にある個人、法人等、その法人等の役員
実質基準	
- 買付者との間で、共同して当該株券等の取得、譲渡、株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者 - 買付け等の後に相互に株券等の譲渡、譲受に合意している者	- 買付者との間で、共同して当該株券等の取得、譲渡、株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者 - 買付け等の後に相互に株券等の譲渡、譲受に合意している者
特別関係者の適用除外	
- 小規模保有者分（内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の0.1%以下） - 買付者が以下の①または②を満たす場合で、（イ）から（ハ）の措置の全てを講じている場合、買付者に対して特別資本関係にある者 ① 金融商品取引業者等で、投資運用業として株券等の買付け等を行う場合 ② 信託会社等で、信託財産として所有するために株券等の買付け等を行う場合	- 小規模保有者分（内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の0.1%以下） （新設）

(イ) <u>買付者または買付者に対して特別資本関係にある者と、顧客または受益者との間の利益相反管理に係る方針の策定・公表</u> (ロ) <u>当該株券等の議決権の行使に係る方針の策定・公表</u> (ハ) <u>(イ) および (ロ) に掲げる措置の内容および一定の事項(注3)を記載した書類を関東財務局長への提出</u>	
--	--

(注1) 被支配法人等（議決権の50%超を所有）を通じた間接保有分を含む。

(注2) 理事および監事その他これらに準ずる者を含む。

(注3) 買付者に対して特別資本関係にある者の名称・所在地、買付者が行う当該買付け等の目的・当該株券等の発行者の名称・買付け等を行う株券等の種類・買付け等の方法・買付け等の時期等、買付者が当該買付け等により取得した株券等を買付者に対して特別資本関係を有する者に譲渡しない旨の誓約など。

(注4) 下線は改正箇所。

(出所) 金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

このように特別関係者が整理された背景¹⁴には、公開買付規制の対象に市場内取引（立会内）も含めたことに伴い過剰な規制とならないかといった観点や、近時の家族関係の変化等を踏まえて「必ずしも一定の親族関係があることのみをもって、共同して議決権行使等行う蓋然性が高いとは評価し得ない場面もあると考えられる」ことが挙げられている。

5. 施行日

金商法等改正法および関連政府令による公開買付制度の改正事項については、原則として2026年5月1日から適用が開始される。すなわち、**2026年5月1日以後に公開買付開始公告**を行う公開買付けについて、改正後の公開買付制度が適用されることになる。

¹⁴ 野崎彰・谷口達哉・松井章・上久保知優・小出成泰「公開買付制度に係る金融商品取引法等の改正」『旬刊商事法務』No. 2363（2024年7月5日）p. 15、商事法務研究会